

重点的評価実施計画

| 施策名 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | (参考) 平成23年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 1.地球温暖化対策の推進 | | | | | |
| 2.地球環境の保全 | | | | | |
| 3.大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | |
| 4.廃棄物・リサイクル対策の推進 | | | | | |
| 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | |
| 6.化学物質対策の推進 | | | | | |
| 7.環境保健対策の推進 | | | | | |
| 8.環境・経済・社会の統合的向上 | | | | | |
| 9.環境政策の基盤整備 | | | | | |
| 重点的評価施策数 | 4 | 4 | 5 | 4 | 5 |

(基本的考え方)

- 「1.地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まる他、内閣の重要政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。
- 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3.大気・水・土壌環境等の保全」から「6.化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。
なお、「2.地球環境の保全」については、「1.地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。
- 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7.環境保健対策の推進」から「9.環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うこととし、3年度毎に重点的評価の対象とする。
なお、「8.環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。
- 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成22年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。